

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

インキュベーション・コワーキング施設整備運営事業

2 地域再生計画の作成主体の名称

松戸市

3 地域再生計画の区域

松戸市の全域

4 地域再生計画の目標

4-1 地方創生の実現における構造的な課題

平成27年に実施した国勢調査によると、松戸市の昼夜間人口比率は82%、市内常住人口における就労者数222,511名のうち64.3%が市外で就労しており、市内の就労者数（市外常住者も含む）は、平成7年時の170,506名から平成27年では141,597名にまで減少している。また、経済センサスによると、事業所数は、14,102カ所（平成21年）から13,370カ所（平成26年）、従業者数は128,901人（平成21年）から125,711人（平成26年）、地域内勤務者ベースによる総所得は、10,927億円（平成22年）から10,610億円（平成25年）にそれぞれ減少し、年間商品販売額も減少の一途をたどるなど、経済活動が停滞している状況にある。

更に、本市はベッドタウンとしてのイメージが強く、オフィス仕様のビルも少ないことから、都心への近接性や人口が多く労働力を確保しやすいという本市の強みを活かすことができず、「オフィスを構えてビジネスを展開する場所」として選ばれにくいという現状がある。

加えて、本市では創業塾や起業相談など創業希望者向けの支援はあるものの、創業した後に、その事業者を育成する仕組みがなく、民間事業者が運営するインキュベーション施設もない状況であり、本市の創業者の中でインキュベーション施設を利用したいと考えている方は近隣自治体の施設を利用せざるを得ない環境にある。

4-2 地方創生として目指す将来像

松戸駅周辺の空きオフィスビルにインキュベーション機能を備えた施設を整備し、起業を支援するとともに持続可能な事業に成長するまで育成することで、市内にオフィスを増やす。そして、雇用創出を実現し、昼間人口を増加させるこ

とで、中心市街地の活性化を図っていく。

また、場所や時間にとらわれない働き方を実現するため、フリーランスの活動拠点や、都内等に事務所がある企業のテレワーク・サテライトオフィスの拠点となるよう、同施設にコワーキング施設を併設する。この結果、働き方改革の推進にも寄与し、より良いワークライフバランスを実現するとともに、育児や介護などによる離職を防止し、「誰もが働きやすい環境」を整備する。

更に、インキュベーション・コワーキング施設の入居者等との交流イベントなどを開催することで、新たなイノベーションを生みだすことができる空間として機能させる。

上記のように新たなイノベーションや雇用を創出し、働きやすい環境を整備した結果として、まちが人で溢れ、活発な経済活動が行われるまちの実現を目指す。

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30 年度 増加分 1 年目	H31 年度 増加分 2 年目	H32 年度 増加分 3 年目	KPI 増加分の 累計
本事業に関連して増加した市内就労者数 (人)	0	10	30	30	70
本事業のインキュベーション・コワーキ ング施設の利用者数 (者(個人又は法人))	0	0	28	4	32
本事業における創業セミナー・交流セミ ナー等の参加者数 (人)	0	40	40	40	120

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

松戸駅周辺の空きオフィスビルにインキュベーション施設を整備して、起業に適したオフィスを提供するとともに、知見を有するインキュベーションマネージャーを配置し、課題解決型のハンズオン支援を行う。また、同施設にコワーキングスペースを併設し、職住近接やワークライフバランスを重視し働きたい方、テレワーク導入やサテライトオフィス開設などを検討している企業などに対し、テレワーク環境で働けるスペースの貸し出しを行う。更に、施設入居者の交流イベントなどを開催することで、新たなイノベーション創出に取り組んでいく。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

地方創生推進交付金 (内閣府) : 【A3007】

① 事業主体

松戸市

② 事業の名称：インキュベーション・コワーキング施設整備運営事業

③ 事業の内容

○インキュベーション・コワーキング施設整備運営事業

松戸駅周辺の空きオフィスビルにインキュベーション機能を備えた施設を整備する。そして、企業経営に知見を有し、入居者に対して支援を行うインキュベーションマネージャーを当該施設に配置し、受援入居者らが事業を拡大させて松戸市内において事業を継続することにより、市内にオフィスが増え、雇用が創出される仕組みを整える。加えて、同施設にコワーキングスペースを併設し、職住近接やワークライフバランスを重視し働きたい方、テレワーク導入やサテライトオフィス開設などを検討している企業などに対し、テレワーク環境で働けるスペースの貸し出しを行う。

○起業支援事業

入居者同士の交流イベントや創業に関するセミナーなどを開催することで、新たなイノベーションを創出できる仕組みを構築する。

○施設から自立する（した）（以下、「卒業」という。）企業に対する自立支援事業

施設の卒業企業に市内のオフィス・空き店舗を紹介することで、引き続き、卒業企業が市内で事業を展開する仕組みを構築する。

卒業後も松戸市とのつながりを保ち、市内で事業を継続してもらうための仕組みとして、卒業企業による異業種交流会等を実施し、ビジネスマッチングや情報交換などを行うことで、卒業後も継続的にフォローする体制を整備する。

④ 事業が先導的であると認められる理由

【自立性】

施設の入居率を高めるため、施設運営開始前より、市ホームページ、広報などで施設の周知を行うとともに、創業塾や起業相談などにおいて、創業希望者に対し直接PRを行う。また、創業セミナーやイベントなどを開催することで、入居促進を図っていく。コワーキング施設においては、市で雇用している産業振興アドバイザーと連携し営業活動を行うことで、入居率の向上に努めていく。このほか、共用機器については、有料コピー機の設置などにより、利用収入を確保していく。更に、将来的にはコワーキングスペースを活用したイベントによる収入などを確保できる仕組みを構築していく。

この結果、4年目には、本交付金に頼らず、施設の賃料、共用機器収入と市の一般財源を確保して事業を継続的に実施する。

【官民協働】

ハードの整備及び財政的な負担は行政が実施し、ソフト支援は民間事業者が独自のノウハウとネットワーク等を活用し事業を行い、それぞれ役割分担することで、効果的に事業を展開する。また、関連団体と連携し、施設の入居者とのシナジー効果が発揮できるよう交流イベント等を実施する。

【政策間連携】

インキュベーション・コワーキング施設を中心に、市で実施している他事業や関連団体等が連携することで、創業機運を醸成させ、より多くの方が創業し、成長できる環境を整備する。同時に、働き方改革を進めるため、誰もが創造的に働ける仕掛けを構築する。更に、施設入居者と多様な産業に従事する方等との交流を促進することで、新たなイノベーションを創出する。これらの取り組みにより、市内の雇用創出及び産業集積を図っていく。

このほか、当施設を卒業した起業家やサテライトオフィスとして利用していた企業が、市内の空き店舗や空きオフィスビルに入居することにより、街の賑わい創出、地域経済の活性化にもつながる。

【地域間連携】

近隣自治体や近隣インキュベーション施設と連携し、施設やイベントの周知を図るとともに、交流イベントなども開催していく。

⑤ 重要業績評価指標（KPI）及び目標年月

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30 年度 増加分 1 年目	H31 年度 増加分 2 年目	H32 年度 増加分 3 年目	KPI 増加分の 累計
本事業に関連して増加した市内就労者数 (人)	0	10	30	30	70
本事業のインキュベーション・コワーキ ング施設の利用者数 (者(個人又は法人))	0	0	28	4	32
本事業における創業セミナー・交流セミ ナー等の参加者数 (人)	0	40	40	40	120

⑥ 評価の方法、時期及び体制

【検証方法】

毎年度、「松戸市まち・ひと・しごと創生懇談会」の場を活用し、KPIの達成度を検証し、PDCAサイクルによる事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

松戸商工会議所（産）、松戸市（官）、千葉大学・聖徳大学（学）、千葉銀行（金）、マブチモーター労組（労）、ジェイコム東葛葛飾（言）、若者代表（その他）

【検証結果の公表の方法】

検証結果資料は松戸市ホームページに毎年度掲載する。

⑦ 交付対象事業に要する経費

・ 法第 5 条第 4 項第 1 号イに関する事業【A3007】

総事業費 108,554 千円

⑧ 事業実施期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日（3 ヶ年度）

⑨ その他必要な事項

特になし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 産業競争力強化法に基づく特定創業支援事業

事業概要：松戸商工会議所と連携し、産業競争力強化法に基づく特定支援事業として、創業塾や起業相談を実施。

実施主体：松戸市

事業期間：平成 30 年度～平成 32 年度

(2) 企業立地促進補助金

事業概要：企業の新規立地や再投資を促進するため補助金を交付

実施主体：松戸市

事業期間：平成 30 年度～平成 32 年度

6 計画期間

地域再生計画認定の日から平成 33 年 3 月 31 日まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

【検証方法】

毎年度、「松戸市まち・ひと・しごと創生懇談会」の場を活用し、KPIの達成度を検証し、PDCAサイクルによる事業の見直しを行う。

【外部組織の参画者】

松戸商工会議所（産）、松戸市（官）、千葉大学・聖徳大学（学）、千葉銀行（金）、マブチモーター労組（労）、ジェイコム東葛葛飾（言）、若者代表（その他）

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

【数値目標】

	事業開始前 (現時点)	H30年度 増加分 1年目	H31年度 増加分 2年目	H32年度 増加分 3年目	KPI増加分の 累計
本事業に関連して増加した市内就労者数 (人)	0	10	30	30	70
本事業のインキュベーション・コワーキング施設の利用者数（者（個人又は法人））	0	0	28	4	32
本事業における創業セミナー・交流セミナー等の参加者数（人）	0	40	40	40	120

7-3 目標の達成状況に係る評価の公表の手法

検証結果資料は松戸市ホームページに毎年度掲載する。